

6.お子さんが高校～大学に通われているとき

● 岡山県育英会奨学金

国公立及び私立の高等学校、専修学校（高等課程）、高等専門学校等に通うお子さんに対して、奨学金を貸与します。【要返還】

<対象となる方>

県内にお住まいの世帯の方で、品行方正かつ成業の見込みがあり、経済的な理由で修学が困難な生徒
(家計や学力などの選考基準があります。)



<利子>

無利子

<申請先>

在学している学校等に申請

- ・ 予約採用……高校等入学前に申請
(中学校3年生の9月下旬から10月中旬)
- ・ 在学採用……高校等在学中に申請
(毎年4月中旬～5月下旬)

詳しくは、岡山県育英会へお問い合わせください。

公益財団法人 岡山県育英会 086-226-7598

● 生活福祉資金貸付（教育支援資金）

一定の所得に満たない方に対して、進学や通学に必要な資金を貸し付けます。【要返還】

<対象となる方>

低所得世帯（生活保護受給世帯も含む。）
※他の制度が優先です。

<申請先及び問い合わせ先>

岡山県社会福祉協議会 086-226-3544
又は 各市町村の社会福祉協議会

※このほか、失業等により生活が困窮した方に対する生活費や一時金などさまざまな貸付を実施しています。

就職のための支援制度

● 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校卒業程度認定試験（※）の合格を目指して対策講座等を受講する方を対象に、その費用の一部を助成することにより、学び直しを支援します。

※高等学校卒業程度認定試験とは、さまざまな理由により高等学校を卒業していない方が、「高等学校卒業者と同等以上の学力がある」と認められるための試験です。認定されると、就職や資格取得試験に活用することができます。

<給付金の種類（通信制の場合）>

- ・ 受講開始時給付金
講座の開始時に、受講費用の40%（10万円まで）を支給します
- ・ 受講修了時給付金
講座の修了時に、受講費用の50%に相当する額から受講開始時給付金を差し引いた額（12万5千円まで）を支給します。
- ・ 合格時給付金
試験合格時に、受講費用の10%（受講開始時給付金と受講修了時給付金、合格時給付金をあわせて15万円まで）を支給します。

<給付金の対象となる方>

- ・ ひとり親家庭の20歳未満の子を扶養する親
- ・ " " ひとり親に扶養されている25歳未満の子ども
(20歳以上25歳未満の子どもについては、合格時給付金（5万円まで）のみ対象)

<申請・問い合わせ先>

詳しくは、お住まいの市町村を担当する県民局へお尋ねください。必ず、講座の受講前に相談してください。